様式第５号（第１３条関係）

請求日 令和　　年　　月　　日

山口市長　殿

多子世帯利用費請求書（償還払い用）
【令和　　年　月～令和　　年　月分請求用】

私は、多子世帯利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、多子世帯利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

１．申請者と認定子どもが、山口市内に居住していることを山口市が住民基本台帳で確認すること。

２．実際に利用していることを山口市が対象施設に確認すること。

３．利用料の支払い状況を山口市が対象施設に確認すること。

４．課税状況を山口市が確認すること。

1．多子世帯利用給付認定保護者(請求者)

ふりがな		認定子どもとの続柄		生年月日	年　月　日
氏　名	(※)			現住所	電話：
	(※1)償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。 (※2)本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください。				

2．認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

生年月日	年　月　日	ふりがな	
令和　年　月　日～令和　年　月　日の間の住所 □ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した		氏　名	
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和　年　月　日	

3．償還払いの振込先を記入して下さい(※1)(※2)

口座名義(カタカナ)欄も必ず記入してください。

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1　申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記委任状欄を記入してください。
※2　下記委任状欄を記入するにあたって本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

委任状　山口市長　様

受任者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

上記のものを代理人と定め、下記期間の多子世帯利用費の請求、受け取りに関する権限を委任します。

【 令和　　年　　月分　～ 令和　　年　　月分 】

令和　　年　　月　　日

委任者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

4．利用した認可外保育施設･企業主導型保育施設事業を記入（複数記入可）

①	ふりがな		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※3	□ 月額　　円 □ 日額　　円	□ 時間額	円
②	ふりがな		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※3	□ 月額　　円 □ 日額　　円	□ 時間額	円
③	ふりがな		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※3	□ 月額　　円 □ 日額　　円	□ 時間額	円

<裏面も記入して下さい>

④	ふりがな		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※3	□ 月額　　円 □ 日額　　円 □ 時間額　　円		
⑤	ふりがな		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※3	□ 月額　　円 □ 日額　　円 □ 時間額　　円		
⑥	ふりがな		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※3	□ 月額　　円 □ 日額　　円 □ 時間額　　円		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※3 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・企業主導型保育施設の多子世帯利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(a) ※4 ※5	企業主導型保育施設に支払った月額合計利用料 (b) ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※6	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和　年　月	円	円	円	円	円
令和　年　月	円	円	円	円	円
令和　年　月	円	円	円	円	円

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収書兼提供証明書）添付して下さい。

※5 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下切り捨て）

※6 月額上限額は、認可外保育施設を利用した場合は月額45,700円、企業主導型保育施設の場合は0歳児37,100円、1・2歳児は37,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
【認可外保育施設】
・月途中で認定期間が終了する場合、
　または別の市町村へ転出する場合の限度額：45,700円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　または別の市町村から転入した場合の限度額：45,700円× 山口市での認定日からの日数÷その月の日数
【企業主導型保育施設】
・月途中で認定期間が終了する場合、
　または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,100円(37,000円)× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　または別の市町村から転入した場合の限度額：37,100円(37,000円)× 山口市での認定日からの日数÷その月の日数